

子供に対するライターの安全対策の 推進の要請について

経 済 産 業 省

平成 22・05・21 商局第 1 号

平成 22 年 5 月 21 日

社団法人日本喫煙具協会
会長 廣田 良平 殿

経 済 産 業 省 製 造 産 業 局 長 平 工 奉 文

経 済 産 業 省 大 臣 官 房 商 務 流 通 審 議 官 瀬 戸 比 呂 志

子供に対するライターの安全対策の推進の要請について

子供のライターを使用した火遊びによると思われる火災事故が多数発生しています。

子供に対するライター使用の安全対策としては、ライターを消費生活用製品安全法の特定製品に指定することについて、同法第 47 条第 1 項の規定に基づき、昨年 12 月 11 日に経済産業大臣から消費経済審議会会長あてに諮問がなされ、製品安全部会に設置されたワーキンググループにおいて、貴協会を含めた、専門家、有識者等による子供に対するライターの安全性確保のための技術的方策等が検討されてきました。

今般、同ワーキンググループにおいてライターを同法の特定製品等に指定する方向での取りまとめがなされたことから、ライターの製造・輸入事業者の団体である貴協会に対して、別記のとおり積極的な取組を要請します。貴団体におかれては、会員各位に対し、周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1．子供をライターの事故から守る注意喚起等の取組の推進

子供をライターの事故から守るためには、消費者への注意喚起を行うことが極めて重要であることは言うまでもありません。貴協会におかれては、平成22年4月28日付けで「子供に対するライター安全対策喫煙具業界としての取り組み及び注意喚起のお願い」と題するプレスリリースを公表され、協会としてのステッカー貼付によるライター使用に関する注意喚起、消費者向け啓発活動等について方向を示されています。つきましては、具体的な取組内容をまとめ、流通業界とも連携して、積極的に実施されますようお願いいたします。

2．幼児対策（チャイルドレジスタンス機能）付きライターの早期の市場導入

子供をライターの事故から守るためには、消費者への注意喚起を行うとともに、ライターへ幼児対策（チャイルドレジスタンス機能）を付加することが有効であり、ライターワーキンググループにおいてもその旨取りまとめられたところです。既に一部の製造・輸入事業者におかれては、チャイルドレジスタンス機能付きのライターを製造・販売できる体制を整えつつあることから、製造・輸入事業者におかれましては、可能な限り規制導入に先行して、同機能を付加した製品の早期の市場導入を図っていただき、子供を事故から守るライターへの切替えをお願いいたします。